

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(1)：堤内地の浸水被害の防止					
<p>①-1 防潮扉の電動化の推進</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する(角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化)</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局における防潮扉の電動化計画は平成25年度末で整備が全て完了。(対象扉66基) 今後、操作性の向上や効率的な維持管理を実施するため、防潮扉の改良又は統廃合に努めていく。 また、大阪府の防潮扉の電動化についても計画が完了している。</p>
平成29年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容				アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪市港湾局】 (計画) 大阪市港湾局における防潮扉の電動化計画は、平成25年度末で整備完了。 (機械) 防潮扉の電動化計画は平成25年度末で整備がすべて完了。(対象扉66基)</p>				<p>【大阪市港湾局】 (計画、機械) 今後、操作性の向上や効率的な維持管理を実施するため、防潮扉の改良や統廃合に努めていく。</p>	

<p>①-2 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-1</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。</p>
---	--	--	--	--

平成29年度



「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局河川部】 基準に基づき、適切に点検を行っている。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 水門、防潮扉、防潮堤については、通年で定期点検を実施している。</p> <p>【大阪市建設局】 ・水門施設：動作確認点検は毎月1回実施。電気設備の詳細点検は年1回実施。 ・防潮扉：操作・管理を実施している民間事業者と共に、動作確認点検を年1回実施。 ・防潮堤：構造物全般の点検を年1回実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 (工務) 予防保全の考え方に基づき、海岸保全施設の適切な維持管理による長寿命化を目指すため、新たに平成29・30年度に防潮堤約60kmの長寿命化計画を策定する。 (施設管理) 港湾局策定の長寿命化計画書及び点検計画に基づいた定期点検を実施している。 (海上保全) 水中部及び気中部(堤防前垂部・犬走部)について「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、1サイクル/5年を基準に点検を実施。 (機械) 月例点検並びに精密点検を独自の基準に基づいて適切に実施している。</p>	<p>【近畿地方整備局河川部】 引き続き、適切に点検を行うとともに、施設の状況把握に努める。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、施設点検を適切に実施していく。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 (工務) 平成29年度は、防潮堤約27km相当を策定 平成30年度は、防潮堤約33km相当を策定予定 (施設管理) 今後も継続して施設点検業務を実施していく。 (海上保全) 継続して、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、1サイクル/5年を基準に点検を実施。 (機械) 今後も点検内容に準じて適切に実施する。</p>

<p>①-3 水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>補修については各管理主体が必要に応じて行っている。今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続する。</p>
--	--	--	--	---

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局河川部】 点検結果等に基づき、必要な内容を実施している。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 水門、防潮扉、防潮堤については、必要に応じて補修を実施している。</p> <p>【大阪市建設局】 点検結果に基づき、随時必要な補修を実施し、防潮機能の維持管理に努めている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (工務) 平成29・30年度策定予定の長寿命化計画に基づき補修を実施 (海上保全) 気中部は、堤防前垂れ部・犬走部の小規模補修、水中部は、鋼矢板の重防食の剥離及び小規模な腐食孔の補修を実施。 (機械) ・日常的に発生した異常や点検時に発見された不具合については、直営で直ちに補修を行なっている。 ・予防保全では補修計画に基づき順次補修を行っており、平成29年度は防潮扉13基の補修を実施。</p>	<p>【近畿地方整備局河川部】 引き続き、点検結果を踏まえ、効率的かつ適切に修繕を実施し、設備の健全性確保に努める。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、必要に応じて補修を実施していく。</p> <p>【大阪市建設局】 ・年々予算が削減されており、計画的な施設の補修維持が難しくなっている。 ・継続的に実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 (工務) 平成30年度以降、維持補修(設計・工事)等を実施する予定 (海上保全) ・継続して、気中部は、堤防前垂れ部・犬走部の小規模補修に加え、舗装コンクリートの小補修を実施。 ・継続して、水中部は、小規模補修を実施。 (機械) ・異常や不具合が発生した場合は直営により即時対応できる体制をとっている。 ・平成30年度は、防潮扉19基の補修を実施する予定。</p>

アクション目標(2)：津波波力の低減

<p>①-4 防波堤の定期点検の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-9</p>		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施する。</p>
平成29年度			
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容		アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 防波堤の機能確保のため、全施設1サイクル/5年を基準に定期的な点検を実施する。 (海上保安) 気中部は、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づき1サイクル/5年を基準に点検を実施。</p>		<p>【大阪市港湾局】 (海上保安) 継続して、気中部について、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づき点検を実施。</p>	
<p>①-5 防波堤の補修の継続・充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 平成26年度までに実施した点検の結果、補修不急のため対象箇所なし。 今後も定期点検の充実を図り、予防保全型の維持管理を実施する。</p>
平成29年度			
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容		アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 防波堤の補修に向け今後も定期点検の充実を図り予防保全型の維持管理を実施する。 (海上保安) 軽微な補修については対応可能。(※現在補修不急とされている)</p>		<p>【大阪市港湾局】 (海上保安) 軽微な補修については対応可能。(※現在補修不急とされている)</p>	

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(6)：物流機能の確保

<p>①-11 岸壁・物揚場の定期点検の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-19</p>					<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。 予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p>
--	--	--	--	--	---	---

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 ①定期監査時に、担当職員による施設の目視確認を実施。(対象施設を順次実施) ②地震(震度4以上)、台風等による事務所防災体制発令時に国有港湾施設の被災有無を(陸上及び海上から)目視点検している。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 護岸、物揚場等については、定期的に点検を実施している。</p> <p>【大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社】 ・H29年度までに現在改修中の施設を除く所管施設について詳細点検を実施。 ・現在改修中の施設については、H31年度に詳細点検を実施する。 ・定期点検については、3か年ごとに実施する。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 津波被害が予想される岸壁・物揚場の巡視点検を適切に実施していく。 (海上保全) ・気中部(前垂部)及び水中部について「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づき1サイクル/5年を基準に点検を実施。 ・ただし、重要施設(岸壁)の気中部は1サイクル/3年で点検を実施。 ・岸壁上部工下面の点検を実施。</p>	<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き実施する。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後も継続して点検を実施する予定。</p> <p>【大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社】 ・定期点検及び詳細点検を実施し、適宜施設の維持管理計画書の見直しを行う。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保全) ・継続して、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づき1サイクル/5年を基準に点検を実施。 ・継続して、重要施設(岸壁)の気中部は1サイクル/3年を基準に点検を実施。 ・継続して、岸壁上部工下面の点検を実施。</p>

<p>①-12 岸壁・物揚場の補修の継続・充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>補修については各管理管理者または占有者が適時行っている。今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続する。 近畿地方整備局港湾空港部では、国有港湾施設の維持管理計画書を作成し、平成25年度に港湾管理者への引渡しが完了している。</p>
---	--	--	--	---	--

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 国有港湾施設の維持管理計画書を作成し、港湾管理者に引渡し完了した。(H25.11実施済)</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 護岸、物揚場等については、必要に応じて補修を実施している。</p> <p>【大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社】 ・H21～32年度において、C1～4コンテナ埠頭で上部工の延命化工事（塩害対策及び陽極取替）を実施。 ・H24～27年度において、ライナー埠頭で延命化工事（陽極取替）を実施済み。 ・各ヤードでの舗装補修も併せて実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 （海務） 津波被害が予想される岸壁・物揚場の補修方法及び実施体制の検討を実施していく。 （海上保安） 防舷材の補修や軽微な補修を実施。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、必要に応じて補修を実施していく。</p> <p>【大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社】 ・H29～32年度の4か年でC1～4コンテナ埠頭上部工の延命化工事（塩害対策及び陽極取替）を発注し現在工事中。</p> <p>【大阪市港湾局】 （海上保安） 継続して、防舷材の補修や軽微な補修を実施。</p>

<p>①-13 耐震強化岸壁の整備 【達成（継続整備）】</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する</p> <p>【関連アクション】 ⑥-1</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 耐震強化岸壁9バースは整備を完了している。(此花区4、港区1、大正区1、住之江区3) 夢洲(C12)において、耐震強化岸壁の延伸整備を進めており、引き続き事業進捗を図っていく。(H31年度完了予定)</p>
---	--	--	---	---

平成29年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 耐震強化岸壁については、大阪港北港南地区C12（耐震）（延伸部）が平成29年2月より供用を開始。引き続き、C12延伸部の荷捌き地の整備を実施していく。 【大阪市港湾局】 （計画） [28年度まで] ・耐震強化岸壁9バースは整備完了している。(此花区4、港区1、大正区1、住之江区3) ・A1・A2バースにおいて、耐震構造の再検証を実施し、被災時の使用性に問題ないことを確認済。 ・耐震強化岸壁である夢洲C12延伸部（延長250m、幅50m）を供用（平成29年2月～） [29年度] ・供用した夢洲C12延伸部の背後部分について継続整備</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き整備を実施する。 【大阪市港湾局】 （計画） 夢洲C12荷捌き地の耐震化（～平成35年度予定）。</p>
---	--

<p>①-14 荷役機械の浸水対策の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する（荷役機械の移動、電気設備の防水対策等）</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】 企業(港運会社)</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局では、ガントリークレーンの浸水対策については膨大な費用が必要となるため、浸水被害があっても即時に部品を交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討が必要である。 大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社では、受電所・電気室の津波浸水対策及び高潮対策(当面)の必要性がないことを確認。ガントリークレーンについては、C1～4、C8、C9コンテナ埠頭の耐震性能を照査した結果、レベル1地震動に対応していることを確認した。</p>
---	--	--	--	--

平成29年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社】 ・受電所・電気室については、H25年度に津波浸水対策及び高潮対策（当面）の必要性がないことを確認済み。 ・ガントリークレーンについては、H25年度にC1～4コンテナふ頭、H26年度にC9コンテナ埠頭、H27年度にC8コンテナ埠頭の耐震性能を照査した結果、レベル1地震動に対応していることを確認済み。 ・ガントリークレーンの走行用モーターは、津波浸水高さ以上にあることを確認済み。 【大阪市港湾局】 （電気） ・廃止クレーンの機器を予備品として保管する。 ・走行電動機等の浸水による故障を想定し、分解整備等の作業期間及び費用を検証する。 ・引き続き、浸水予想機器についての防水対策及び予備機器（走行電動機等）の購入の検討をする。 ・走行電動機等が浸水し移動できない状況での非常時移動は、大型フォークリフト等で移動させる</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社】 ・高潮対策において、今後の地盤沈下を考慮して施設の状況(高さ確認)を実施する必要がある。 【大阪市港湾局】 （電気） 埠頭再編に伴う荷役機械(ガントリークレーン)の売却や廃止(撤去)が、平成22年度以降順次実施されているため、今後も動向を踏まえ検討する必要がある。</p>
--	--

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(7)：堤内地の浸水被害防止体制の確保

<p>②-1 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-2</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。</p>
---	--	--	--	--	--

アクション目標(8)：津波波力の低減体制の確保

<p>②-9 防波堤の定期点検の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-4</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施する。</p>
---	--	--	--	---	---

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(11)：物流機能の被害低減体制の確保

<p>②-19 岸壁・物揚場の定期点検の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-11</p>		<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。 予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p>

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-22 流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 物品</p> <p>【内容】 津波により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>		<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 また、使用許可の更新時などの機会に順次指導を行っている。 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。</p>

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 府では、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。また、使用許可の更新時などの機会をとらまえて順次指導を行っている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 流出の恐れがある堤外地の所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 (海上保全) 堤防敷(担当区域)において、現状の調査及び放置物品の撤去・竹木等の除去を実施(防災保安と協議のうえ)。 (防災) 堤防敷の不法占拠、不適正使用の調査を継続的に実施し、是正措置を実施している。また、所有者不明の放置物品についても随時撤去作業を実施している。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 撤去に至っていない物揚場等がある。 (海上保全・防災) ・今後も継続して調査及び撤去作業を実施。 ・引き続き、日常的な堤防敷の巡回により対応していく。</p>

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(30)：物流機能の支援					
⑥-1 耐震強化岸壁の整備 【達成(継続整備)】 【対象被害項目】 施設・港湾機能 【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する 【関連アクション】 ①-13			■	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 耐震強化岸壁9ノバースは整備を完了している。(此花区4、港区1、大正区1、住之江区3) 夢洲(C12)において、耐震強化岸壁の延伸整備を進めており、引き続き事業進捗を図っていく。(H31年度完了予定)